

議案第158号

ヘリコプター用エンジンの取得について

救助消防ヘリコプターに搭載されているエンジンを更新し、同ヘリコプターの運用を継続するため、次のヘリコプター用エンジンを買い入れる。

- | | | | |
|---|--------|---|----|
| 1 | 物 件 | ヘリコプター用エンジン (ARRIEL 2C) | 1台 |
| 2 | 契約の相手方 | 東京都港区南青山1丁目1番1号
日本エアロスペース株式会社 | |
| 3 | 契約金額 | 114,480,000円 | |
| 4 | 契約の条件 | 本市の買入れに伴い、契約の相手方が更新前のヘリコプター用エンジンを取得すること | |
| 5 | 納入期限 | 平成30年1月31日 | |

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

ヘリコプター用エンジンを買い入れるため、地方自治法第96条第1項第6号及び第8号並びに大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。